

## 生徒指導の最新事情 —猛暑・SNSなどへの対応—

加藤直志

【抄録】 2019年度に、指導部長（生徒指導主事）として取り組んだ業務についてまとめた。校内においては、昨今の猛暑への対応やSNSに関する指導について、校外においては、種々の情報交換会や研究会で見聞した内容について、それぞれまとめた。これらからは、学校現場における「生徒指導の最新事情」が浮かび上がってくる。

【キーワード】 生徒指導

2019年度より、指導部長（生徒指導主事）という立場になった。本稿は、2019年度に取り組んだ業務を記録することで、近年の生徒指導の状況を報告するものとした。なお、生徒指導という特性上、学校や個人が特定されるようなことに関しては、詳細が明らかにならないように記述することをお断りしておく。

### 1. 制服調整期間について

長年にわたり、本校では、季節の変わり目に制服調整期間を設けてきた。調整期間においては、冬服、夏服のほか、夏服の上に、あるいは、長袖のカッターシャツ・ブラウスの上に、セーター、カーディガン、ベストを着用した服装での登下校も認めている。

さて、その調整期間であるが、これまでの原則は「夏服着用は6月1日から9月30日までとする。〔前後に調整期間を設ける〕」（本校の生徒手帳）とあり、調整期間が具体的にいつからいつまでなのかは、気温等を考慮して、指導部長が決定していた。近年の異常とも言うべき、温度上昇に伴い、調整期間をかなり長くとることが慣例化してきていたが、2019年度は「夏季を通じて調整期間」とし、「夏服でなければいけない期間」を事実上廃止した。つまり、2018年度までであれば、例えば5月第1週から6月第3週までを調整期間とした場合、6月第4週以降は、「夏服でなければいけない期間」であったが、2019年度は、4月下旬から11月下旬までがずっと調整期間であった。

このような変更を行ったのは、以下のことが理由である。本校の教室には、エアコンが完備されているため、暑い時期には、冷房を稼働させている。この点では、快適ともいえるが、教室内の座席の位置の違いや個人差などにより、冷房で寒いといった意見もある（登下校時の

公共交通機関でも同様のことがあるようである）。そこで、例年、指導部に願い出ること、夏服期間であっても、長袖等の着用を認めるという対応をとってきたのであるが、近年、願い出る生徒が増加し、手続きを簡素化することとしたのである。指導部が中心になり、教員側が服装までを細かく管理するという状況から、座席の位置やその日の体調、気温などを考慮し、生徒が自分で考えて服装を調整するという指導に切り替えたといえる。なお、冬季については、冬季に夏服で登校したいという希望がそもそもないことや、卒業式や入学式などの式典が多い時期であることも考慮し、これまで通り、「冬服でなければならない期間」を設けている（おおよそ12月～4月上旬）。

なお、生徒手帳等に制服調整期間に関する記述があるが、2019年度発行の生徒手帳には、この変更を反映させることができなかった（2020年度版は修正済）ため、変更内容を生徒議会等も利用して連絡することで、生徒への周知を図った。

### 2. 空調について

前節の「制服調整期間」と関連するが、空調の使用に関する規則も2019年度に修正した。従来、各クラスに掲示してある「エアコン使用規定」には、「使用期間」として、

夏期：7月1日～9月30日

冬期：12月1日～3月20日

と決められていたが、近年の温度上昇に伴い、「ただし、気温を考慮し、指導部の判断でこの期間以外に使用することもある」という文言を追加し、5月であっても、暑い日の午後には、実際に冷房を稼働させることがあった。

近年の温度上昇に対しては、従来の規則や慣例ではもはや対応できるものではない。場合によっては、生徒の命に関わる問題でもあり、現実的かつ柔軟な対応が求められよう。

### 3. 出張報告—近年の話題

指導部長として、生徒指導の情報交換会や講演会などに参加し情報収集に努めた。以下、列挙する。

- ①「平成30年度 第2回 都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」(2019年1月18日、文部科学省)
- ②「令和元年度 第1回名北地区高等学校生徒指導研究会」(2019年6月11日、愛知県立千種高等学校)
- ③「令和元年度 名北地区地域協働中高連絡協議会」(2019年7月10日、愛知県立千種高等学校)
- ④「令和元年度 第2回名北地区高等学校生徒指導研究会」(2019年10月23日、愛知県立千種高等学校)
- ⑤「第61回 全国国立大学附属学校連盟高等学校部会(生活指導分科会)」(2019年10月18日、筑波大学附属駒場中・高等学校)
- ⑥「令和元年度愛知県生徒指導研究大会」(2019年11月12日、岡崎市民会館あおいホール)
- ⑦「令和元年度 名南・名北地域協働生徒指導推進事業「講演会」」(2019年11月19日、緑文化小劇場)

これらのうち、①⑤は全国規模、⑥は全県規模、②③④⑦は近隣の学校による集まりであった。また、②④⑤は高校だけが参加するものであったが、そのほかは校種を絞った集まりではなかった。それぞれ、校種や地域性などに異なる点はあるものの、近年の生徒指導上の話題としては共通するところも多かった。キーワードを列挙する。

- ・ SNS (生徒間トラブル・いじめ)
  - ・ 不登校
  - ・ LGBTQの生徒への対応 (制服)
  - ・ 酷暑のなかでの活動
  - ・ スクールロイヤー
- などである。

SNSに関わる問題行動は、校種・地域を問わず問題化している。本校においても、例年、指導部の主催で、「SNS講習会」を開催している。2019年度も4月25日(木)に、中学は道徳の、高校はLT(特別活動)の一環として行い、NTTドコモのスマホ・ケータイ安全教室から講師を派遣してもらった。さらに、2019年度に関しては、7月6日(土)に開催された、PTA研修会(保護者向け、任意参加)においても、「保護者のためのネットモラル塾」と題して、愛知県民生活部社会活動推進課が委託するスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社より講師の方を派遣していただく機会を持つことが出来た。今後も、生徒・保護者の双方に注意を促すことで問題行動を未然に防いでいく必要性を感じている。その一方で、高校の情報科などでは、授業でスマホ

を利用する場面がすでにあつたり、次の学習指導要領による新しい教科書にはQRコードが付いていたりもする。一概に「学習に不必要」とは言い切れない時代になりつつある。これまでのように、単に禁止するのではなく、適切な使用法を指導していくことも今後は求められるかもしれない。

不登校に関しては、小学校から高校まで、校種を問わず、話題に出ることが多かった。仄聞するところによれば、大学においても、不登校のような状態を経て退学に至る学生が増えているようである。

LGBTQの生徒への対応についても、話題になった。本校も含めて、我が国の中学・高校では、制服の着用を義務づけている学校が多いが、たいていは男女別の制服となっている。LGBTQの生徒にとっては、制服の着用が原因となり、進学を断念したり、不登校の原因になってしまったりするケースもあり、ジェンダーフリー制服を用意するなどの対応が求められつつある。LGBTQの生徒への対応に限らず、画一的指導から、可能な範囲で(これが難しいのだが)、多様性を受け入れるような指導に転換していくべき時期にあるといえよう。

「1. 制服調整期間について」「2. 空調について」とも関わるが、夏季に、屋外など空調設備のない場所での活動をどうするかということも話題になった。近年は、熱中症による死亡例も珍しいものでもなくなりつつある。活動時間の制限や休憩を必ずとらせるといったガイドラインを設ける学校が増えてきている。本校においても、暑さ指数に応じて、活動を休止するなどの対応をとっている。

「スクールロイヤー」についても話題になった。学校に関わる様々な問題に対して、弁護士が法的な助言を行うというものである。愛知県においても導入事例があり、今後、注目すべき動きといえよう(「スクールロイヤー「子どもの利益に」県弁護士会新会長」という見出しの記事が、2020年4月1日の中日新聞・朝刊・県内版に掲載された)。

以上、約1年分の生徒指導関係の出張をまとめた。なお、これらのほかにも、原則月1回、名古屋市子ども青少年局が主催する合同補導にも、日程の都合がつく範囲で出席した。市職員および近隣の県立高校の生徒指導主事と、栄や名古屋駅、大須観音周辺などの繁華街で、合同補導を行った。

#### 【付記】

本稿の一部は、口頭発表「情報モラル(スマホ・ネット)の指導のあり方—名古屋大学教育学部附属中・高等学校の場合—」(第61回全国国立大学附属学校連盟高等学校部会(生活指導分科会) 2019年10月18日、於・筑波大学附属駒場中・高等学校)の内容と重なるところがある。